

各連結事業年度の連結復興特別法人税の個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	-----	--

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表

減算調整前の連結復興特別法人税個別帰属額 (8)又は0)		1	円
減算調整額 (11)		2	
連結復興特別法人税個別帰属額 (1)－(2)		3	
<b>減算調整前の連結復興特別法人税個別帰属額の計算</b>			
基 準 法 人 税 額 に 係 る 計 算	算出連結法人税個別帰属額に係る 連結復興特別法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「2」×10%)	4	円
	連結法人税額の特別控除額の個別帰属額に係る 連結復興特別法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「3」×10%)	5	
	連結納税の承認を取り消された場合等における 既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の 個別帰属額に係る連結復興特別法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「5」×10%)	6	
	基準法人税額に係る連結復興特別法人税個別帰属額 (4)－(5)＋(6)	7	
減算調整前の連結復興特別法人税個別帰属額 (7)又は((7)×－)		8	
<b>減算調整額の計算</b>			
外国税額の控除額の個別帰属額 (復興特別法人税申告書別表三付表「8」)		9	円
復興特別所得税の額の個別帰属額 (復興特別法人税申告書別表二「22」)		10	
減算調整額 (9)＋(10)		11	

## 「各連結事業年度の連結復興特別法人税の個別帰属額の計算に関する明細書」の記載要領

- 1 この明細書は、連結子法人が、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第63条第1項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた法人税法第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、各連結事業年度に係る復興財源確保法第52条第1項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額（以下「連結復興特別法人税個別帰属額」といいます。）の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出してください。

また、この明細書は、連結親法人が、復興特別法人税に関する省令第1条第2項（復興特別法人税申告書の添付書類）の規定により、復興財源確保法第53条第1項（課税標準及び税額の申告）の規定による申告書又は同法第54条（還付を受けるための申告）の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結復興特別法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用してください。
- 2 「減算調整前の連結復興特別法人税個別帰属額（(8)又は0）1」は、次のいずれであるかに応じ、それぞれ次の金額を記載します。
  - (1) 連結親法人の当該課税事業年度の課税標準法人税額がない場合 0  
この場合、「減算調整前の連結復興特別法人税個別帰属額の計算」の各欄は、記載を要しません。
  - (2) (1)以外の場合 「8」の金額
- 3 「算出連結法人税個別帰属額に係る連結復興特別法人税個別帰属額（連結法人税個別帰属額届出書「2」×10%）4」は、連結法人税個別帰属額届出書「2」の金額がマイナス（△）である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。
- 4 「減算調整前の連結復興特別法人税個別帰属額（(7)又は((7)× — )）8」には、連結親法人の当該課税事業年度が次に掲げる課税事業年度のいずれであるかに応じ、それぞれ次の金額を記載します。
  - (1) 復興財源確保法第47条第2項各号（課税標準）に掲げる法人である連結親法人の同項ただし書に規定する最後の課税事業年度 「((7)× — )」の分子の空欄に当該各号に定める期間の月数を、分母の空欄に当該最後の課税事業年度の月数をそれぞれ記載した上、この算式により計算した金額  
この場合、これらの月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数があるときは、これを切り上げます。
  - (2) (1)以外の課税事業年度 「7」の金額